

仕 様 書

- 1 契約件名 使用済車両の売払契約（91台）
- 2 車 両 別紙「車両一覧表」のとおり
- 3 引渡場所 別紙「車両一覧表」のとおり
- 4 引渡方法 警察職員立会いのもと引き渡す。

5 遵守事項

- (1) 買受人（以下、「乙」という。）は、本契約の履行に当たり本仕様書のほか「使用済自動車の再資源化等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他本件業務に関する法令等を遵守しなければならない。なお、抹消登録証明書や譲渡証明書は交付しない。
- (2) 乙は、売買代金を歳入徴収官北海道警察会計担当官が発行する納入告知書により納付期限までに納付すること。なお、車両の引渡しは、売買代金納入を確認できる領収証書の提示後に行うものとする。
- (3) 乙は、本契約締結後、引渡しを希望する日時について、口頭等によりあらかじめ通知しなければならない。
- (4) 乙は、売渡人（以下、「甲」という。）の指定する引渡場所で甲の指定する職員立会いのもと、車両の引渡しを受けるものとし、引渡しを受けた後に発生する全ての経費と責任を負わなければならない。
- (5) 乙は、車両の引渡しを受けた後、速やかに物品受領書を物品管理官北海道警察本部長に提出すること。さらに、使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用を受ける車両については、使用済自動車引取証明書（B券）を提出すること。
- (6) 乙は、甲から引渡しを受けた使用済車両を、法律の定めるところに従い破砕等を行うものとし、引渡しを受けた日から3か月以内に、関係法令に基づき適法に解体その他の処理を完了しなければならない。
ただし、適法な処理に当たり、公益財団法人自動車リサイクル促進センターへ追加預託を要する車両については、甲と乙が別途締結する契約に基づき、乙が代行納付すること。
- (7) 乙は、解体により生ずる部品及び破砕等の処理により生ずる鉄くずの類いは売却できるものとする。ただし、一見して警察車両と判断される車両の内・外装部品及びCB1300Pの一切の部品については転売してはならない。（解体及び破砕後、鉄くず等として売却することは認める。）
- (8) 乙は、エンジン等再利用できる部品を売払う場合は、予め甲へ再利用する部品、数量、搭載されていた車両の車台番号等を記載した申請書を提出し承認を受けなければならない。
- (9) 乙は、甲に対し破砕終了後、破砕処理日等を記載した報告書に、車体に車台番号を表示するなど車両の同一性が担保された方法で撮影した車両の破砕前、破砕途中、破砕後等の状況が確認できる写真を添付して提出すること。
- (10) 乙は、解体・破砕等の作業に当たり警察職員が立ち会う場合はこれに応じなければならない。
- (11) 乙は、本仕様書に定めのない事項について必要があるときは、警察職員の指示によらなければならない。